

医政地発 0214 第 1 号
医政医発 0214 第 1 号
平成 29 年 2 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公 印 省 略）
厚生労働省医政局医事課長
（公 印 省 略）

地域医療介護総合確保基金を活用した医師修学資金貸与事業の取扱いについて

現在、地域の医師確保のため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）その他の都道府県が作成する計画に基づき、修学資金を貸与しようとする人数以内で、地域医療に従事する明確な意思をもった学生に係る地域枠を設定することにより、医学部定員の増加を行うとともに、当該地域枠の学生に対し修学資金を貸与する医師修学資金貸与事業（以下「事業」という。）を行っている。

しかし、別添のとおり、出身都道府県の大学に進学し、その後出身都道府県で臨床研修を行った場合には、臨床研修修了後に出身都道府県で勤務する割合が最も高い等のデータが示されている一方、貸与した修学資金の返還免除要件に「医師不足地域・診療科で勤務すること」などの項目がなく、必ずしも医師偏在の課題解決に資するものとなっていない都道府県も見受けられる。

今般、事業の効果的な運用を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の取扱いを下記のとおりとするのでご留意願いたい。

記

1. 地域医療介護総合確保基金を活用した事業の対象者について
都道府県内出身者に限ること。
2. 貸与した修学資金の返還免除に係る要件について
次の要件を満たすこと。
 - ① 都道府県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。
 - ② 都道府県（地域医療支援センター等）が策定する「キャリア形成プログラム」（別紙参照）に参加すること。

3. 貸与した修学資金の貸付金利について
適切な金利を設定すること。

4. 本取扱いの適用について

平成 29 年度末までの間は、可能な限り、1、2①、2②又は3のいずれかを満たすよう、必要に応じて、契約変更等を行われたい。ただし、契約変更の合意が得られない場合等の対応が困難な場合には、従前の契約内容で差し支えない。

平成 30 年度以降、新規に修学資金の貸与を行う学生については、1、2及び3の全ての要件を満たす場合に限り地域医療介護総合確保基金の配分対象とする。

キャリア形成プログラムについて

○キャリア形成プログラムの定義

「キャリア形成プログラム」(以下「プログラム」という。)とは、主に地域枠で入学した者(以下「医学生」という。)及び地域枠で入学し、卒業後医師免許を取得した者(以下「医師」という。)を対象として、地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、都道府県(地域医療支援センター等)が主体となり策定された医師の就業に係るプログラムをいう。

○プログラム策定に当たっての留意事項

プログラムの策定に当たっては、キャリア形成の当事者である医学生及び医師、並びに医師確保等に関わる地域の関係者が加わって策定することが必要である。

また、プログラムは医師不足地域・診療科の解消等を図る観点から、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の医療計画に関係する会議等(都道府県議会における条例制定のための審議を含む。)において、就業義務年限のうち最低限何年間どの地域や診療科で勤務するなどの医師のローテーションに係る配置方針を決めた上で、当該方針を踏まえて具体的に策定することが必要である。

プログラムにおける就業義務年限は、貸与期間の1.5倍(臨床研修の期間を含む。)以上とすることを基本とし、うち、都道府県が医療計画又は都道府県計画に明記した医師不足地域の医療機関又は特に不足する診療科での就業期間を4年間(貸与期間が6年間ではない場合はその2/3)以上とする。ただし、へき地医療拠点病院等のへき地の医療に従事することを含む場合には、3年間(貸与期間が6年間ではない場合はその1/2)以上とする。

○プログラムに記載すべき事項

プログラムは、

- ・ プログラム全体の就業義務年限
 - ・ 就業先となる地域や医療機関の規模等ごとにグループ化された医療機関群(具体的な地域や医療機関名を含む。)
 - ・ 医療機関群ごとの就業期間
 - ・ 取得可能な専門医等の資格や習得可能な知識・技術(上部消化管内視鏡等)
 - ・ 出産・子育て期間は就業義務年限を中断することができる等の配慮事項
- など必要な情報が明示され、明示された選択肢の中から対象者が具体的な就業先等を選択できるものとする。

地域枠と地元出身者の定着割合

平成28年11月15日 第3回 新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会 資料2

- 地域枠の入学者よりも、地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）の方が、臨床研修修了後、大学と同じ都道府県に勤務する割合が高い（78%）。

地域枠*：地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠であり、奨学金の有無を問わない。

		臨床研修修了後に勤務する都道府県				
		A県		A県以外		
		人数	割合	人数	割合	
地域枠	地域枠で入学（大学A県）	348	68%	167	32%	
	地域枠ではない（大学A県）	5625	51%	5359	49%	
出身地	出身地A県	大学A県	3101	78%	872	22%
	出身地B県	大学A県	2926	38%	4685	62%

- 地域枠の入学者であるかどうかによらず、地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）の方が、臨床研修修了後、大学と同じ都道府県に勤務する割合が高い。

			臨床研修修了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
			人数	割合	人数	割合
地域枠で入学	出身地A県	大学A県	282	85%	49	15%
	出身地B県	大学A県	63	35%	116	65%
地域枠ではない	出身地A県	大学A県	2766	77%	810	23%
	出身地B県	大学A県	2810	39%	4479	61%

※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。

※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。

※3 A県は任意の都道府県。B県はA県以外の都道府県。

出典：臨床研修修了者アンケート調査（平成27・28年）厚生労働省調べ

（別添）

出身都道府県で臨床研修を行ったときの定着割合

- 出身地の大学に進学し、その後、同じ都道府県で臨床研修を行った場合、臨床研修終了後、出身地の都道府県で勤務する割合が最も高い（90%）。出身地以外の大学に進学した場合であっても、臨床研修を出身地と同じ都道府県で実施した場合、臨床研修終了後、出身地の都道府県で勤務する割合は高い（79%）。
- 出身地の大学に進学しても、臨床研修を別の都道府県で行うと、臨床研修終了後、出身地で勤務する割合は低い（36%）。

			臨床研修終了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
出身地	大学	臨床研修	人数	割合	人数	割合
A県	A県	A県	2776	90%	304	10%
A県	A県	B県	321	36%	567	64%
A県	B県	A県	2001	79%	543	21%
A県	B県	C県	474	9%	4578	91%

<参考>

			臨床研修終了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
出身地	大学	臨床研修	人数	割合	人数	割合
B県	A県	A県	2347	79%	617	21%

※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。

出典：臨床研修修了者アンケート調査（平成27・28年）

※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。

厚生労働省調べ

※3 A県は任意の都道府県。B県、C県はA県以外の都道府県。（C県はB県と一致する場合も含む）